

234 学徒勤労動員令中改正の件公布

〔昭和二十年三月〕

右閣議ヲ請フ

昭和二十年二月 日

(注記1) 昭和二十年二月二十二日 内閣書記官長 花押 (石渡)
 (注記2) 内閣書記官 (稲田) (三橋) (涉江) (岩倉)
 (注記3) 外務大臣 花押 (重光)
 内閣総理大臣 花押 (小磯)
 法制局長官 印

外務大臣	花押 (重光)	内務大臣	花押 (米内)
内閣総理大臣	花押 (小磯)	海軍大臣	花押 (米内)
内務大臣	花押 (大達)	司法大臣	花押 (松庭)
大蔵大臣	花押 (津島)	文部大臣	花押 (尾西)
陸軍大臣	花押 (杉山)	厚生大臣	花押 (相川)
別紙内務文部厚生軍需四大臣請議学徒勤労令中改正ノ件	運輸通信大臣	農商大臣	花押 (鳥居)
ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラ	小林国務大臣	大東亜大臣	花押 (重光)
レ可然ト認ム	町田国務大臣	石渡国務大臣	花押 (石渡)
	織方国務大臣	花押 (小林)	花押 (石渡)
	内閣総理大臣 小磯國昭殿	花押 (小林)	花押 (石渡)
	軍需大臣	吉田 茂印	
	軍需大臣	吉田 茂印	

(注記8)

文部大臣伯爵 児玉秀雄印
 大達茂雄印
 厚生大臣 相川勝六印
 吉田 茂印

勅令第〔九十六〕号

学徒勤労令中左ノ通改正ス

第六条 文部大臣又ハ地方長官学徒勤労ノ為学校報国隊ヲ出動

セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校長ニ對シ学
 徒勤労ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤労ヲ為スベキ場所
 及期間並ニ出動人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ學校報
 國隊出動ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第七条 前条ノ規定ニ依ル命令ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京
 都ニ在リテハ警視總監)ノ割当テタル人員ノ範囲内ニ於テ之
 ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此
 ノ限ニ在ラズ

第八条 第六条ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル學校長ハ學校報
 隊員ニ對シ學校報國隊出動ニ關スル必要ナル指示ヲ為シ學校

御名 御璽
 (加筆 朱書) 昭和二十年三月五日

内閣総理大臣

内務大臣
文部大臣

呈案附箋ノ通

(注記5) 発給一號

(注記6)

(注記7) 決戦下緊迫セル諸事態ニ対処シ学徒勤労動員ノ適正迅速ナル実
 施ヲ期センガ為学徒勤労令ヲ改正スルノ要アリ仍テ別紙勅令案
 ヲ提出ス

報國隊ニ依ル学徒勤労ヲ為スベキ旨ヲ命ズベシ

第九条 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所

ニ依リ学校報國隊ニ依ル学徒勤労ヲ受クベキ事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長）ニ於テ當該學校長ニ對シ學校報國隊ノ

出動ヲ申請又ハ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ學校長學校報國隊ヲ出動セシムル必要アリ

ト認ムルトキハ直ニ前条ニ規定スル措置ヲ為スモノトス

第十条 前二条ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ同条ノ規定ニ

依ル指示ニ從ヒ學校報國隊ニ依ル学徒勤労ヲ為スベシ

第十一条 文部大臣又ハ地方長官學校報國隊ニ付機動配置ヲ為

ス為必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校長ニ對シ機動

配置ヲ受クベキ者、機動配置ニ依リ從事セシムベキ作業ノ種

類、事業場及期間並ニ機動配置セラルベキ人員數其ノ他必要

ナル事項ヲ指定シテ機動配置ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモ

ノトス

第十二条ノ一 前条ノ規定ニ依ル命令ハ厚生大臣又ハ地方長官

（東京都ニ在リテハ警視總監）ガ事業主（國ニ在リテハ當該

官衙ノ長）ニ對シ命ジ又ハ請求スベキ機動配置ニ關スル措置

ニ於テ決定シタル事項ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ

命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条ノ二 第八条及第十条ノ規定ハ第十二条ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第十三条ノ四 機動配置セラルベキ學校報國隊ニ付其ノ配置転換ノ為學徒勤労ヲ変更スルノ要アル場合ニ於テハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ學徒勤労ノ變更アリタルモノトス

第二十三条第二項中「第八条」ヲ「第十二条」ニ改ム

第二十四条ヲ削リ第二十五条ヲ第二十四条トス

附 則

本令ハ昭和二十年三月五日^{〔扶道・加藤・朱豐〕}〔即十〕日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮及

台灣ニ在リテハ同年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

決戦下急迫セル諸事態ニ対処シ學徒勤労動員ノ迅速適確ナル運用ヲ図ルノ要アルニ依ル

朕學徒勤労令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年八月二十二日

内閣總理大臣 小磯 國昭

軍需大臣 藤原銀次郎

内務大臣 大達 茂雄

文部大臣 二宮 治重

厚生大臣 廣瀬 久忠

勅令第五百十八号

學徒勤労令

第一条 國家総動員法第五条ノ規定ニ基ク學徒（國民學校初等

科及之ニ準ズベキモノノ兒童並ニ青年學校ノ生徒ヲ除ク）ノ

勤労協力及之ニ関連スル教職員ノ勤労協力（以下學徒勤労ト

（総称ス）ニ関スル命令並ニ同法第六条ノ規定ニ基ク学徒勤労ヲ為ス者ノ使用又ハ從業条件ニ関スル命令ニシテ学徒勤労ヲ受クル者ニ対スルモノニ付テハ當分ノ内本令ヲ定ムル所ニ依ル

第二条 学徒勤労ハ教職員及学徒ヲ以テスル隊組織（以下学校報國隊ト称ス）ニ依ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ

場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校報國隊ニ依ラザルコトヲ得

第三条 学徒勤労ニ當リテハ勤労即教育タラシムル様力ムルモノトス

第四条 学徒勤労ハ國、地方公共團体又ハ厚生大臣若ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ以テ定ムル總動員業務ニ付之ヲ為サシムルモノトス

第五条 引続キ学徒勤労ヲ為サシムル期間ハ一年以内トス

第六条 学校報國隊ニ依ル学徒勤労ニ付其ノ出動ヲ求メントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ文部大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スペシ學校ノ校地、校舎、設備等ヲ利用シテ為ス

學校報國隊ニ依ル学徒勤労ニ付亦同ジ

第七条 前条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ厚生大臣又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ガ割当テタル人員ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 文部大臣又ハ地方長官第六条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタルトキハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外學校長ニ対

シ学徒勤労ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤労ヲ為スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ學校報國隊ノ出動ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第九条 前条ノ措置ヲ命ゼラレタル學校長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校報國隊ニ依ル學徒勤労ヲ為スベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ学徒勤労ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

第十条 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ之ヲ當該學校長ニ為スモノトス

前項ノ場合ニ於テ學校長ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外直ニ前条ニ規定スル措置ヲ為スモノトス

第十二条 前二条ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル者ハ同条ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ學校報國隊ニ依ル學徒勤労ヲ為スベシ

第十三条 文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ニ於テハ學校報國隊ニ依ル學徒勤労ノ全部又ハ一部ノ停止ニ關シ必要ナル措置ヲ為スコトヲ得

第十四条 隊長タル學校長又ハ教職員ハ當該學校報國隊ノ隊員ノ學徒勤労ニ關シ其ノ隊員ヲ指揮監督ス

第十五条 学徒勤労ニ要スル経費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外學徒勤労ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトス

第十六条 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理及給与

ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）及文部大臣又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視総監ヲ含ム）必要アリト認ムルトキ

ハ國家総動員法第六条ノ規定ニ基キ学徒勤労ヲ受クル事業王ニ対シ学徒勤労ヲ為ス者ノ使用又ハ從業条件ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

学徒勤労ヲ為ス者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於ケル本人又ハ其ノ遺族ノ扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ学徒勤労ヲ為サシメザルモノトス但シ学徒勤労ヲ為ス者ニシテ第三号ニ該當スルニ至リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入當セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 徵用中ノ者

三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ属スル官衙（部隊及学校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル総動員業務ニ從事スル者

四 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十八条 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除ク

ノ外学徒勤労ヲ為サシメザルモノトス

一 厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ從事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十九条 文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学徒

勤労ニ關シ學校長又ハ学徒勤労ヲ為ス者若ハ学徒勤労ヲ受クル事業主ヲ監督ス

第二十条 第六条乃至第十二条ノ規定ハ學校報國隊ニ依ラズシテ為ス学徒勤労ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第十六条及第十九条ノ規定ハ事業主タル国及都道府県ニハ之ヲ適用セズ

第二十二条 本令ニ於テ学徒ト称スルハ文部大臣ノ所轄ニ属スル學校ノ學徒ヲ謂ヒ學校ト称スルハ第十七条第三号ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ属スル學校ヲ謂ヒ學校長ト称スルハ文部大臣ノ所轄ニ属スル學校ノ長ヲ謂フ

第二十三条 前条ノ規定ハ朝鮮及台灣ニハ之ヲ適用セズ

第六条、第八条、第十二条及第十四条中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ朝鮮總督、台灣ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ台灣總督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ道知事、台灣ニ在ル學校ノ學徒ニ關シテハ州知事又ハ府長トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中厚生大臣トアリ又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長トス

本令中都道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台灣ニ在リテハ州又ハ府トス

第二十四条 學徒勤労ニハ國民勤労報國協力令ハ之ヲ適用セズ

第二十五条 本令ニ規定スルモノノ外学徒勤労ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

大東亞大臣 重光 奠
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ国民勤労報國協力令ニ依リテ為ス学校在学者ノ國民勤労報國隊ニ依ル協力ハ之ヲ本令ニ依ル学徒勤労ト看作ス

昭和二十年一月二十日

國家總動員審議會總裁 小磯國昭

内閣總理大臣 小磯國昭殿

内務大臣 大達茂雄殿

文部大臣 二宮治重殿

厚生大臣 廣瀬久忠殿

大東亞大臣 重光 奠殿

軍需大臣 吉田 茂殿

本会ハ諮詢第百十号国民勤労動員ニ關スル勅令案要綱ニ對スル貴

別紙諮詢第百十号国民勤労動員ニ關スル勅令案要綱ニ對スル貴

会ノ意見ヲ諮詢

(注記9)

諮詢第一一〇号

國民勤労動員ニ關スル勅令案要綱

第一章 総則

第一 本要綱ハ帝國臣民ヲシテ國民勤労動員（以下勤労動員ト称ス）ノ本義ニ則リ國家ノ要請ニ遵ヒ總員勤労配置ニ就キ全効ヲ奮ヒ戰力ノ増強ニ力メシムルヲ目的トスルコト

第二章 要員及就業ノ確保

第一 厚生大臣又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監トス以下同ジ）ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ使用セラルル從業者又ハ地方長官ノ指定スル範囲ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ザルコト

昭和二十年一月二十日

内閣總理大臣 小磯國昭

内務大臣 大達茂雄

文部大臣 二宮治重

厚生大臣 廣瀬久忠

大東亞大臣 重光 奠
軍需大臣 吉田 茂

内閣總理大臣 小磯國昭

別紙諮詢第百十号國民勤労動員ニ關スル勅令案要綱ニ對スル貴

会ノ意見ヲ諮詢

前項ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ指定ハ業種又ハ地域ニ依リ包括シテ之ヲ為スコトヲ得ルコト
第一項ノ從業者ニ付雇傭期間ノ満了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係終了スル場合ニ於テハ引続キ雇傭關係

ヲ存続セシムルコトヲ要スルコト但シ命令ノ定ムル所ニ依リ

地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

第三 前号第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル工場、事業場其ノ他ノ場所

ノ他ノ場所ノ事業主ハ其ノ旨ヲ関係從業者ニ周知セシムベキ

コト

前号第一項及第三項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合並ニ国、

都道府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セザ

ルコト

第四 第二第一項ノ從業者以外ノ從業者ニシテ厚生大臣又ハ地

方長官ノ指定スル物資ノ生産、修理若ハ配給、輸送又ハ土木

建築ニ關スル業務其ノ他ノ総動員業務ニ從事スル地方長官ノ

指定スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ク

ルニ非ザレバ當該業務ニ從事スルコトヲ罷ムルコトヲ得ザルコ

コト但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコ

ト

前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ從業者指定ノ解除ニ關シ必要ナ

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル從業者ノ解雇ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ為スコ

トヲ得ザルコト第二第三項及前号第二項ノ規定ハ此ノ場合ニ

之ヲ準用スルコト

第五 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理ニ關スル事

項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官敵襲其ノ他緊急事態發生

ノ場合ニ於ケル從業者ノ就業確保ノ為ニ特ニ必要アリト認ム

ルトキハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ工場、事業場其ノ他ノ場所

（以下事業場ト称ス）ノ事業主又ハ從業者ニ対シ從業時間ノ

延長若ハ短縮、休日、遅刻、早退、欠勤若ハ休暇ノ制限又ハ

從業者ノ從事スペキ業務其ノ他從業者ノ使用若ハ從業ニ関ス

ル事項ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第二章 勤労動員

第一節 勤労動員準備

第六 厚生大臣ハ從業者ヨリ退職其ノ他ノ事由ニ因リ雇傭關係終了シタル場合ニ於テ居住ノ場所其ノ他勤労動員準備上必要

ナル事項ヲ地方長官ニ報告セシムルコトヲ得ルコト

前項ノ規定ハ左各号ノ一二該當スル者ニハ之ヲ適用セザルコト

一 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者

二 獣醫師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者

三 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及閑東州船員令ノ船員

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第七 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定

ムル所ニ依リ業種又ハ職種ニ指定シテ厚生大臣又ハ地方長官

ノ指定スル從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止又ハ制限

スルコトヲ得ルコト

厚生大臣ハ事業場ノ事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長ト

ス）ヨリ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル業種又ハ職種ニ使

用スル從業者ニ付其ノ氏名、居住ノ場所其ノ他勤労動員準備上必要ナル事項ヲ地方長官ニ報告セシメ又ハ通報ヲ求ムルコト

トヲ得ルコト

第八 地方長官勤労動員準備上必要アリト認ムルトキハ国民職

業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者ト称ス）ニ対シ就職スベキ業務等ニ関スル希望、就職ノ条件其ノ他就職ニ関シ必要ナル事項ヲ申告スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第九 地方長官勤労動員準備上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ就職勸奨、就職命令、徵用又ハ勤労協力ニ依リ就職又ハ従業スベキ者（以下勤労動員セラルベキ者ト称ス）ニ対シ出頭、説明、意見ノ開陳又ハ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

地方長官前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勤労動員セラルベキ者ノ関係事業場ノ事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長トス）又ハ其ノ所属団体ノ長ニ対シ出頭、説明、意見ノ開陳（國ニ在リテハ當該官衙ノ関係職員ニ依ル出頭、説明又ハ意見ノ開陳トス）又ハ報告ヲ為スベキコトヲ求ムルコトヲ得ルコト

地方長官ハ第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ出頭シタル勤労動員セラルベキ者ニ対シ旅費ヲ支給スルモノトスルコト

官衙以外ノ事業場ニ配置セラルル為出頭シタル者ニ対シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ當該事業場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベキコト

第一項ノ規定ニ依リ勤労動員セラルベキ者出頭スル場合ニ於テ前金払ヲ為スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ

其ノ者ノ居住地ノ市町村（東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテ

ハ東京都）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支弁スベキコト

勤労動員セラルベキ者第一項ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支弁ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定期ムルコト

第十 地方長官必要アリト認ムルトキハ勤労動員セラルベキ者ニ付身体ノ状態、居住及就職ノ場所、職業、技能程度其ノ他勤労動員ニ関シ必要ナル事項ヲ検査又ハ調査シテ服務ノ適否ヲ判定スルモノトスルコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ服務ニ適スト判定セラレタル者ニ対シ同項ノ事項中居住ノ場所其ノ他必要ナル事項ノ変更ニ付報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十一 前号第一項ノ規定ニ依ル検査又ハ調査及服務ノ適否ノ判定ニ関スル事務ニ從事セシムル為府県ニ國民勤労動員官〔加筆〔仮称〕〕ヲ置クコト

國民勤労動員官ハ府県高等官中ヨリ地方長官之ヲ命ズルコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ學識経験アル者ヲシテ國民勤労動員官ノ行フ事務ノ一部ヲ補助セシムルコトヲ得ルコト

第十二 地方長官必要アリト認ムルトキハ勤労動員セラルベキ者ニ付予メ隊組織ニ依ル勤労動員ノ準備措置ヲ為スベキモノトスルコト

第十三 厚生大臣又ハ地方長官勤労動員ノ目的達成ノ為必要ア

リト認ムルトキハ事業場ノ事業主、勤労動員セラルベキ者又ハ命令ヲ以テ定ムル従業者ニ対シ勤労動員セラルベキ者及命令ヲ以テ定ムル従業者ノ勤労適性検査又ハ勤労訓練ニ関スル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第十四 第八号乃至第十号及前二号ノ規定ハ学徒勤労令ノ適用ヲ受クベキ者ニハ之ヲ適用セザルコト

第十五 命令ノ定ムル所ニ依リ事業場ノ事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長トス）従業者（機動配置ニ依リ使用セントスル者ヲ除ク）ヲ雇入レ又ハ使用セントスルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ニ其ノ雇入又ハ使用ノ員数ニ付割当ノ申請又ハ請求ヲ為スコトヲ得ルコト

第十六 厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル事業場ノ事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長トス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ減耗補充ノ基準ト為ルベキ従業者ノ員数ニ関スル事項ヲ定メ厚生大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ申請シ又ハ承認ヲ請求スルコトヲ得ルコト

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ前項ノ事項ノ変更ヲ命ジ又ハ前項ノ申請ナキ場合ト雖モ同項ノ事項ヲ定メ事業主ニ対シ之ヲ指示スルコトヲ得ルコト

第十七 第十五若ハ前号第一項ノ申請若ハ請求又ハ前号第二項ノ変更命令若ハ指示ハ命令ノ定ムル所ニ依リ協力関係ノアル數事業場ニ付包括シテ之ヲ為シ得ルコト

第二節 雇入及就職

第十八 従業者ノ雇入及就職ハ左ノ各号ノ一二該當スル場合ヲ

除クノ外之ヲ為スコトヲ得ザルコト

一 事業場ノ事業主第十五ノ申請ニ基キ割当ヲ受ケタル雇入ルベキ員数ノ範囲内ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ為ス雇入及就職ノ場合

二 事業場ノ事業主ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ第十六第一項ノ認可ヲ受ケ又ハ同号第二項ノ規定ニ基キ変更若ハ指示アリタル員数ノ範囲内ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ者ノ雇入及就職ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セザルコト

第十九 地方長官必要アリト認ムルトキハ勤労能力アリト認ムル者ニ対シ其ノ從事スペキ業務、場所等ヲ指定シテ就職スペキコトヲ勧奨スルコトヲ得ルコト

左ノ各号ノ一二該當スル者ニハ就職勧奨ハ之ヲ為サザルコト一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入営セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍学生生徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍属

四 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者
五 獣医師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者
六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及閩東州船員令ノ船員
七 官吏、待遇官吏又ハ公吏

八 帝国議会、東京都議会、道府県会、市町村会其ノ他之二

準ズベキモノノ議員

九 総動員業務ニ從事スル者ニシテ余人ヲ以テ代フベカラザルモノ

ルモノ

十 法令ニ依リ拘禁中ノ者

十一 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第二十 地方長官ハ左ノ各号ノ一二該當スル者ニシテ特別ノ事

情ナクシテ就職勧奨ニ応ゼザルモノ又ハ勤労協力ヲ為サザルモノニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ指定スル事業場ニ就職スルコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

一事業ノ全部若ハ一部ヲ廃止若ハ休止スル事業場又ハ之ニ

準ズル命令ヲ以テ定ムル事業場ノ從業者

二 地方長官ノ指定スル年齢、学歴、職歴等ニ該當スル者

三 第十第一項ノ規定ニ依リ当該事業場ノ業務ノ服務ニ適スト判定セラレタル者

前項ノ事業場ノ指定ハ業種、地域等ニ依リ包括シテ之ヲ為スコトヲ得ルコト

第二十一 前号第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル事業場ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同号ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ就職ノ申出アリタルトキハ之ヲ雇入ルルコトヲ要スルコト

第三節 徵用

第二十二 徵用ハ國家ノ要請ニ基キ帝国臣民ヲシテ緊要ナル総動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ於テ之ヲ行フモノト

スルコト

第二十三 徵用ハ要申告者ニ限り之ヲ行フコト但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引続キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

特別ノ必要アル場合又ハ志願アリタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得ルコト

第二十四 徵用並ニ徵用ノ変更及解除ハ厚生大臣自ラ之ヲ行フ場合ノ外厚生大臣ノ命令ニ依リ地方長官之ヲ実施スルコト但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ厚生大臣ノ命令ヲ俟タズ地方長官之ヲ実施シ得ルコト

第二十五 地方長官徵用セラルベキ者ヲ決定シタルトキハ之ニ徵用令書ヲ交付シ徵用ニ関シ必要ナル事項ヲ指示スペキコト被徵用者ハ前項ノ指示ニ従フベキコト

第二十六 地方長官必要アリト認ムルトキハ前号第一項ノ規定ニ依リ被徵用者ニ対シ隊組織ニ依リ出動スペキコトヲ指示シ得ルコト

第二十七 徵用ノ取消、変更及解除ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第二十八 被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ服務ニ關スル厚生大臣ノ命令ニ従フノ外官衙ニ使用セラル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指導ニ従ヒ、厚生大臣ノ指定スル者又ハ團体ニ使用セラル者ニ在リテハ當該ノ者又ハ團体ノ長ノ指揮ニ従ヒ、其ノ他ノ事業場ニ使用セラル者ニ在リテ

ハ当該事業場ノ事業主ノ指揮ニ従フベキコト

第二十九 被徵用者ニ対スル給与ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ応ジ且從前ノ給与其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シ被徵用者ヲ使用スル官衛ノ長〔加筆〕前号ノ厚生大臣ノ指定スル者若ハ團体ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトスルコト被徵用者ニ対スル給与ニ関シ必要ナル事項ハ官衛ニ使用セラル者ニ関シテハ當該官衛ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ其ノ他ノ者ニ関シテハ當該第二十八ノ者若ハ團体ノ長又ハ當該事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベキコト

第三十 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合、徵用ヲ解除セラレ帰郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ為第二十八ノ者若ハ團体ノ長、官衛ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ第二十八ノ者若ハ團体ノ長、官衛ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時帰郷スル場合ノ旅費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官衛ノ長、當該第二十八ノ〔殊道加筆〕若ハ團体ノ長又ハ當該事業場ノ事業主之ヲ支給スルモノトスルコト

第九第四項ノ規定ハ被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ニ之ヲ準用スルコト

第三十二 前号ノ規定ニ依ル扶助ガ被徵用者ニシテ官衛以外ノ事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ対シ為サレタルモノアルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムルコトヲ得ルコト

第三十三 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ之ヲ徵用セザルコト
一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

前二項ノ規定ニ依ル旅費及一時練替支弁ニ關シ必要ナル事項ハ官衛ニ使用セラル被徵用者ニ関シテハ當該官衛ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ其ノ他ノ者ニ関シテハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

四 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

五 獣医師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第三十四 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セザルコト

一 余人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

二 帝国議会、東京都議会、道府県会、市町村会其ノ他之ニ準ズベキモノノノ議員

三 総動員業務ニ從事スル者ニシテ余人ヲ以テ代フベカラザルモノ

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第四節 勤労協力

第三十五 勤労協力ハ緊急ノ要アル場合ニ於テ國家ノ要請ニ基キ帝国臣民ヲシテ命令ヲ以テ定ムル総動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ於テ之ヲ行フモノトスルコト

第三十六 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長（市町村長ニ準ズルモノヲ含ミ東京都ノ区ノ存スル区域並ニ京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長トス）其ノ他ノ団体ノ長若ハ學校長（國ニ在リテハ當該官衙ノ長トス）ニ対シ勤労協力ニ関シ必要ナル事項ヲ指示シ勤労協力ヲ為スベキ者ノ選定、本人ニ対スル其ノ選定アリタル旨ノ通知其ノ他ニ闇シ勤労協力上必要ナル措置ヲ

命ジ又ハ請求スルモノトスルコト

前項ノ措置ハ敵襲其ノ他緊急事態発生ノ場合ニ於テ必要アルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ地方長官自ラ之ヲ為スコトヲ得ルコト

第三十七 前号ノ規定ニ基ク通知ヲ受ケタル者ハ同号ノ指示ニ従ヒ勤労協力ヲ為スベキコト

第三十八 勤労協力ノ取消、変更及解除ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第三十九 勤労協力ニ要スル経費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外勤労協力ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトスルコト

第二十六、第二十八及第三十乃至第三十一ノ規定ハ勤労協力ヲ為スベキ者ニ之ヲ準用スルコト

第四十 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ勤労協力ヲ為サシメザルモノトスルコト

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍学生生徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍属

四 現ニ徵用中ノ者

五 陸海大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙（部隊及学校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場

所ニ於テ軍事上必要ナル総動員業務ニ從事スル者

六 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第四十一 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除ク

ノ外勤労協力ヲ為サシメザルモノトスルコト

- 一 現ニ厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ從事スル者
- 二 女子ニ在リテハ家庭生活ノ根軸タル者
- 三 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第四十二 本節ニ規定スルモノノ外勤労常時要員トシテノ女子

ノ隊組織（女子挺身隊ト称ス）又ハ勤労常時要員トシテノ女子以外ノ者ノ隊組織（国民勤労報国隊ト称ス）ニ依ル勤労協力ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第四章 機動配置

第四十三 機動配置ハ生産計画ノ変移、緊急業務ノ完遂其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ニ際シ國家ノ要請ニ基キ勤労常時要員タル従業者ヲ機動的ニ他ノ事業場ニ於テ行フ総動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ於テ之ヲ行フモノトスルコト

第四十四 厚生大臣又ハ地方長官前号ノ規定ニ拘ラズ地方長官自ラ之大臣又ハ地方長官ノ指定スル者又ハ国体ニ対シ相當員数ノ機動配置要員ノ保有其ノ他機動配置ノ準備ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

ヲ得ルコト

第四十五 厚生大臣又ハ地方長官命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認ムルトキハ機動配置セラルベキ従業者ヲ使用スル事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長トス）又ハ第四十

四ノ者若ハ団体ニ於テ第四十五ノ命令又ハ請求ヲ俟タズ直ニ

第四十六ノ措置ヲ為スコトニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコト
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ機動配置セラルベキ者ヲ使用スル事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長トス）又ハ第四十
四ノ者若ハ団体ニ於テ第四十五ノ命令又ハ請求ヲ俟タズ直ニ
第四十六ノ措置ヲ為スコトニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコト
ヲ得ルコト

第四十九 第四十六又ハ前号ノ規定ニ基ク指示ヲ受ケタル者ハ
配置セラレタル事業場ニ於テハ同号ノ指示ニ従フノ外其ノ配
置セラレタル事業場ノ事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長ト
ス）ノ指揮ニ従ヒ從事スペキコト

置セラルベキ者ノ從事スペキ業務ノ種類、機動配置スペキ事
業場及期間並ニ所要人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ機
動配置ニ關シ必要ナル措置ヲ命ジ又ハ請求スルモノトスルコ
ト

第四十六 前号ノ措置ヲ命ゼラレ又ハ請求セラレタル者ハ命令
ノ定ムル所ニ依リ機動配置セラルベキ者ヲ選定シ其ノ選定ア
リタル旨ヲ本人ニ通知スルト共ニ機動配置ニ關シ必要ナル事
項ヲ指示スペキコト

第四十七 厚生大臣又ハ地方長官前号ノ規定ニ基キ選定セラレ
タル者機動配置ニ適セズト認ムルトキハ之ヲ選定シタル者ニ
対シ其ノ選定ヲ取消スペキコトヲ命ジ又ハ請求スルコトヲ得
ルコト

第五十 機動配置ニ伴フ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事

情アル場合ヲ除クノ外機動配置ヲ受クル事業主之ヲ負担スル

モノトスルコト

第五十一 機動配置ノ取消、変更又ハ解除ニ関シ必要ナル事項

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第五十二 第九、第十、第十二、第十三及第二十六ノ規定ハ機動配置セラルベキ者若ハ關係事業主（國ニ在リテハ當該官衙ノ長トス）又ハ其ノ關係團体ノ長ニ關シ之ヲ準用スルコト

第五十三 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ其ノ從業者ヲ當該事業場内ニ於テ其ノ職種又ハ職場ヲ轉換スペキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第五十四 機動配置セラルベキ從業者ニ付其ノ配置轉換ノ為徵用又ハ勤労協力ヲ変更スルノ要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用又ハ勤労協力ノ変更アリタルモノトスルコト

第五十五 地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ從業者ヲシテ帰郷ノ上主要食糧等ノ生産業務ニ從事セシムル為當該業務ニ從事スルコトノ臨時休止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命ジ得ルコト

第五十六 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ本章ノ從業者ニハ之ヲ含マザルモノトスルコト

一 医療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者

二 獣医師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者

三 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及閔東州船員令ノ船員

四 官吏、待遇官吏又ハ公吏

五 帝国議会、東京都議会、道府県会、市町村会其ノ他之二準ズベキモノノ議員

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第五章 雜則

第五十七 厚生大臣又ハ地方長官ハ労務供給業者ニ依ル從業者ノ使用又ハ從業ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第五十八 地方長官本要綱又ハ本要綱ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可又ハ割当ノ申請ニ付不正若ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ認可又ハ割当ノ取消又ハ変更ヲ為スコトヲ得ルコト

第五十九 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理及給与ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職、從業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業条件ニ付事業主ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第六十 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理及給与ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主、第二(マニ)ノ者若ハ團体又ハ第四十四ノ者若ハ團体ニ対シ第五ノ命令ヲ受ケタル從業者若ハ同号ノ命令ヲ受ケタル事業主ニ使用セラルル從業者、被徵用者、就職命令ニ基キ就職スル者、勤労協力ヲ為スペキ者又ハ機動配置セラレタル從業者ノ使用又ハ賃金、給料、防護施設其ノ他ノ從業

条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

被徵用者、就職命令ニ基キ就職セル者、勤労協力ヲ為ス者又ハ機動配置ヲ為セル従業者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ノ為ス本人又ハ其ノ遺族ニ対スル扶助ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第六十一 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理及給与

二関スル事項ニ付テハ軍需大臣）、地方長官又ハ国民勤労動員署長本要綱ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ關係者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得ルコト

第六十二 第七第一項、第十三、第十六第二項、第五十三、第五十五、前三号及第六十三ノ規定ハ國及都道府県ニハ之ヲ適用セ

用セザルコト

第五及第五十七ノ規定ハ國及都道府県ノ事業ニハ之ヲ適用セ

ザルコト

地方長官ハ國又ハ都道府県ニ於テ為ス従業者ノ雇入、使用、解雇又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業条件ニ關シ従業者ヲ使用スル官衙又ハ都道府県ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得ルコト

第六十三 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理及給与

二関スル事項ニ付テハ軍需大臣）、地方長官又ハ國民勤労動員署長本要綱ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當該官吏

ヲシテ關係ノ事業場ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベキコト

第六十四 地方長官ハ國民勤労動員署長ヲシテ本要綱実施ニ關

スル其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京都ノ区ノ存スル区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本要綱実施ニ關スル其ノ事務ノ一部ヲ補助セシムルコトヲ得ルコト

市町村長（東京都ノ区ノ存スル区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長）又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ本要綱実施ニ關スル事務ヲ執行スル為要スル費用ハ市町村（東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支弁スベキコト前項ノ費用及其ノ一時繰替支弁ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

第六十五 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方行政協議会令

ノ地方行政協議会ヲ附置セラレタル都府県ノ長官ニ本要綱ニ基ク其ノ職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得ルコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ国民勤労動員署長又ハ市町村長（東京都ノ区ノ存スル区域、京都府、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本要綱ニ基ク其ノ職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得ルコト

第六十六 厚生大臣（前号第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ職權ヲ行フ長官ヲ含ム）又ハ地方長官ハ本要綱施行ニ關スル重要事項ニ付国民勤労動員対策本部〔加筆〔仮称〕〕ノ議ヲ経ベキモノトスルコト

國民勤労動員対策本部ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ムル

コト

第六十七 本要綱ハ必要ニ応ジ外地ニモ之ヲ実施スルコト

附 則

〔本要綱ハ昭和二十年月日ヨリ之ヲ施行スルコト〕

国民徴用令、労務調整令、学校卒業者使用制限令、国民勤労報國協力令及女子挺身勤労令ハ〔本要綱施行ノ日ヨリ〕之ヲ廃止スルコトトシ必要ニ応シ経過規定ヲ設クルコト

学校勤労令中左ノ通改正スルコト

〔抹消〕〔第一 条中「使用」ノ下ニ「従業」ヲ加スルコト〕

〔加筆〕第六条乃至第十一条ヲ左ノ如ク改ムルコト

(一) 文部大臣又ハ地方長官学徒勤労ノ為学校報国隊ヲ出動セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校長ニ対シ學徒勤労ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤労ヲ為スベキ場所及期間並ニ所要人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ學校報国隊出動ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトスルコト

(二) (一)ノ規定ニ依ル措置ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視総監)ノ割当タル人員ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトスルコト
但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコト

(三) (一)ノ措置ヲ命ゼラレタル學校長ハ學校報国隊員ニ対シ學校報国隊出動ニ關スル必要ナル指示ヲ為シ學校報国隊ニ依

ル学徒勤労ヲ為スベキ旨ヲ命ズベキコト
(四) 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ學徒勤労ノ変更アリタルモノトスルコト

依リ學徒勤労ヲ受クベキ事業主ニ於テ當該學校長ニ対シ學校報国隊ノ出動ヲ請求又ハ申請スルコトヲ得ルモノトスルコト

コト

前項ノ場合ニ於テ學校長學校報国隊ヲ出動セシムル必要アリト認ムルトキハ直ニ(三)ニ規定スル措置ヲ為スモノトスルコト

(五) (三)及(四)ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ(三)及(四)ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ學校報国隊ニ付機動配置ヲ為ス為

(六) 文部大臣又ハ地方長官學校報国隊ニ付機動配置ヲ為ス為必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校長ニ対シ機動配置ヲ受クベキ者、機動配置ニ依リ從事セシムベキ作業ノ種類、機動配置ヲスベキ事業場及期間並ニ所要人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ機動配置ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトスルコト

(七) (六)ノ規定ニ依ル措置ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視総監)ガ事業主(國ニ在リテハ當該官衙ノ長)ニ対シ命ジ又ハ請求スベキ機動配置ニ關スル措置ニ於テ決定シタル事項ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトスルコト

但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコト
(八) (三)及(五)ノ規定ハ(六)ノ場合ニ之ヲ準用スルコト
(九) 機動配置セラルベキ學校報国隊ニ付其ノ配置転換ノ為學徒勤労ヲ変更スルノ要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ學徒勤労ノ変更アリタルモノトスルコト

第〔一〕 第11十四条ヲ削除スルハト

(注記1)

「〔未審
文甲 111〕」

(注記2)

「昭和10年1月18日裁可、昭和10年1月6日公布〔〕」

(注記3)

「圈」

(注記4)

「〔未審
文乙 111〕」(海軍内仕名番号)

(注記5)

「法制局文第10号ノ属、昭和10年1月11日」

(注記6)

「本体説明者文部書記官中根秀雄」

(注記7)

「 

(注記8)

「〔未審
文甲 111〕」

(注記9)

「〔未審
文乙 111〕」

〔公文類集 第六十九編 卷五十四
昭和10年 軍事門三 國家総動員法
2A. 13. 2938〕